

土岐市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土岐市犯罪被害者等支援条例（令和元年土岐市条例第26号）第6条の規定に基づき、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。ただし、交通事故に係る行為を除く。

(2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。

(3) 重傷病 負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）であって、その治療に要する期間が1月以上であると医師により診断されたものをいう。

(4) 遺族 死亡した犯罪被害者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市は、犯罪被害者又はその遺族に対する犯罪直後の経済的負担の軽減を目的として、見舞金を支給する。

2 前項の見舞金は、当該犯罪行為が行われた時から引き続き市内に住所を有する者に支給するものとする。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

2 重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は、前項の規定にかかわらず、遺族見舞金の額は、20万円とする。ただし、犯罪行為を受けた日から起算して1年を経過して死亡した場合は、遺族見舞金は支給しない。

(見舞金の支給対象者)

第5条 前条の見舞金の支給を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者と同一の世帯に属する遺族又は市長が適当と認める者

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者又は市長が適当と認める者

(届出)

第6条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、土岐市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給届出書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書その他死亡の事実及び死亡年月日が確認できる書類又はその写し

(2) 犯罪被害者と届出者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書又はその写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、土岐市犯罪被害者等見舞金(重傷病見舞金)支給届出書(別記様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者が受けた重傷病の発生年月日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書又はその写し

(2) その他市長が必要と認める書類

3 見舞金の届出は、当該犯罪行為による犯罪被害の発生を知った日から1年を経過したとき又は当該犯罪行為による犯罪被害が発生した日から2年を経過したときは、することができない。ただし、届出期間内に届出しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りで

ない。

(支給の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者と加害者との間に親族関係があるとき。

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、社会通念上適切でないと市長が認めるとき。

(見舞金の取り消し)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けた者があるとき又は見舞金の支給後において第7条各号のいずれかに該当することが判明したときは、見舞金の支給を取り消し、見舞金をその者から返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月27日から施行し、この要綱の施行後に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。